主 本件控訴を棄却する。 控訴費用は控訴人の負担とする。 事 実

控訴代理人は、原判決中控訴人敗訴の部分を取消す、東京司法事務局所属公証人Aが昭和二十三年九月十七日作成した第十二万八千九百八十一号金銭消費貸借証書に基く被控訴人に対する控訴人の債務は存在しないことを確認する、訴訟費用は第一、二審共被控訴人の負担とするとの判決を求め、被控訴代理人は本件控訴を棄却するとの判決を求めた。

当事者双方の事実上の主張は原判決の事実摘示と同一であるからここにこれを引用する。

証拠として、控訴代理人は、甲第一乃至第四号証第五号証の一、二、三第六号証を提出し、原審証人B、同Cの各証言、原審並に当審における控訴本人訊問の結果を援用し、乙号各証の成立を認めると述べ、被控訴代理人は乙第一乃至第六号証を提出し、原審証人Dの証言を援用し、甲第六号証の成立は不知、その余の甲号各証の成立を認めると述べた。

. 理 由

被控訴人が昭和二十三年四月八日控訴人に対し金二十万円を利息年一割、返済期 日同年七月三十日と定めて貸与し、次いで同年九月十七日右貸金につき控訴人との間に元金二十万円返済期日同月三十日返済期日までの利息年一割、返済期限後の損 害金金百円につき一日金五十銭と定める趣旨の前掲公正証書が作成されたことは当 事者間に争がたい。控訴人は右元金に対する返済期限後の損害金の約定は被控訴人から抑圧を受け控訴人の真意に基かないでなした旨を主張するけれども控訴人の提出援用に係る証拠によつてはこの事実を認めることができないから右主張は採用する場合に関する約定は利息制限法 ることはできない。次に控訴人は右返済期日後の損害金に関する約定は利息制限法 第四条に違背し無効である旨を主張するけれども、同条は定限利息以外の利息の請 求を制限することを目的とする規定であつて返済期日の損害金にはその適用を見な いものと認められるから右主張は理由がない。更に控訴人は右弁済期日後の損害金については利息制限法第五条の規定によりこれを減少すべき旨を主張するを以て案ずるに、被控訴人は右損害金に関する約定については商法施行法第百十七条により 利息制限法第五条の規定は適用されない旨を主張するけれども、前示の如く右消費貸借契約は被控訴人と控訴人との間に成立したものであるところ被控訴人及び控訴 人のいずれをも商人と認めるに足る証拠なく、他に右消費貸借契約を商事と認むべ き資料もないから上記損害金に関する約定については商法施行法第百十七条により 利息制限法第五条の規定の適用が除外される場合には当らないと解するのが相当で ある。しかしながら控訴人がその債務不履行により被控訴人に支払うことを要する 右損害金の金額は現在の経済情勢に徴すれば必ずしも多額に過ぎるものとは認めら れないから控訴人の右主張もまた採用することはできない。よつて控訴人の弁済の主張につき案ずるに(一)控訴人が昭和二十三年八月二十五日被控訴人に宛て金額 十万円の約束手形を振出したことは当事者間に争がないけれども、控訴人が右手形 を前示消費貸借契約に基く債務の弁済に代えて振出したことについては何等の証拠 もない。

を行使し得す、これに基いて強制執行を為し得ざることは明かである。(されば控訴人においてこの点を理由として右手形金に相当する公正証書上の既存債権につき請求異議の訴を提起するときは、その請求は理由あることとなる。)しかしながら担保のため振出交付を受けた約束手形を受取人において満期日前に他に裏書譲渡たとしてもこれによつて既存債権は当然に消滅するものに非ずして、該手形金額で支払われ若くは受取人が裏書人として償還請求を受くる虞なき場合においてのみ既存債権は消滅するものである。然るに本件において前示約束手形金が支払われ又は受取人たる被控訴人が償還請求を受くる虞なきことは控訴人において主張並に立証せざるところであるから、控訴人の被控訴人に対する右約束手形の振出交付によって控訴人は被控訴人に対する既存債務即ち前示消費貸借上の債務を免れたものと認め得ない。

よつて民事訴訟法第三百八十四条第八十九条第九十五条を適用し主文のとおり判決をする。

(裁判長判事 松田二郎 判事 河合清六 判事 岡崎隆)